

# 船橋市地方卸売市場使用料等滞納整理事務処理要領

## (目的)

第1条 この要領は、船橋市地方卸売市場業務条例（令和2年船橋市条例第17号。）第64条第1項に規定する市場の使用料及び同条第2項に規定する電力、ガス、水道等の費用（以下「使用料等」という。）の滞納整理事務に関する必要な事項を定め、公正かつ円滑な事務の執行を図ることを目的とする。

## (督促)

第2条 使用料等が納期限までに納付されないときは、船橋市債権管理条例施行規則（平成23年船橋市規則第78号）第5条の規定に基づき、納入義務者に対して当該納期限後30日以内に督促状（第1号様式）を送付しなければならない。

## (納付指導)

第3条 使用料等の滞納月数が2ヶ月分以上となった場合は、速やかに訪問により納付指導を行う。

## (催告)

第4条 原則として、毎年度6月1日、10月1日、2月1日を基準日とし、第2条の規定による督促および第3条の規定による納付指導後も、なお使用料等が納付されない場合は、催告書（第2号様式）を送付する。

## (業務指導)

第5条 市長は、滞納業者の経営状況の把握に努め、滞納となった使用料等が速やかに納付されるよう、経営上必要な指導を実施する。

## (滞納整理促進ヒアリング)

第6条 原則として、毎年8月1日を基準日として、基準日現在で使用料等の滞納月数が3ヶ月分以上の者に対し滞納整理促進ヒアリング（以下「促進ヒアリング」という。）を実施する。促進ヒアリングを実施する場合は、呼出状（第3号様式）を送付して通知するものとする。

2 促進ヒアリングにおいては滞納理由等を聴取し、債務の承認及び納付誓約書（第4号様式）を提出させるものとする。

## (滞納整理委員会)

第7条 滞納業者への対策を公正かつ円滑に行なうため、市場内に滞納整理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、地方卸売市場長及び次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 総務課長、主幹、課長補佐、副主幹、経理・計画係長、業務・管理係長及び施設係長
  - (2) その他総務課長が必要と認める者
- 3 委員会に委員長及び、副委員長を置き、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 委員長 地方卸売市場長
  - (2) 副委員長 総務課長
- 4 委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合に委員会を開催するものとする。
  - (1) 促進ヒアリングの呼出しに応じない場合
  - (2) 誠実に納付誓約の履行がされていない場合
  - (3) その他必要と判断された場合
- 5 委員会は、滞納業者に対する監督処分、使用指定期間の短縮又は訴えの提起等について審議する。
- 6 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。ただし、委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代行する。
- 7 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 8 委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 9 委員会の庶務は、総務課経理・計画係において処理する。

（保証金の充当）

第8条 委員会において滞納使用料等に保証金を充当することが必要と審議された場合には、滞納業者に対して保証金の充当を行なう旨を保証金充当予告書（第5号様式）により通知する。

- 2 充当予定日は、保証金充当予告書を送付した日の翌日から起算して14日を経過した日から30日までの範囲内で定める。

（保証金の追加預託）

第9条 前条の規定に基づき保証金の充当を行ったときは、滞納業者に対して保証金の充当を行った旨を保証金充当通知書兼保証金追加預託指示書（第6号様式）により通知する。

- 2 保証金の追加預託期限は、保証金を充当した日の翌日から起算して1月後とする。ただし、その日が市場が指定する出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関

の休業日に当たる場合には、当該金融機関の翌営業日を納付期限とする。

- 3 前項に規定する保証金の追加預託期限までに追加預託がされない場合は、業務が行えなくなる旨を最終通告書（第7号様式）により通知する。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、使用料等の滞納整理については、船橋市債権管理条例施行規則（平成23年9月30日規則第78号）の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成21年4月15日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成24年7月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様

船橋市長

## 督 促 状

下記の使用料等が未納となっておりますので、下記の指定期限までに、先にお送りした納付書で納付して下さい。

記

1. 年 度 年度  
2. 月 別 月分  
3. 指定期限 年 月 日  
4. 滞納額 円

の 使 用 料 等 内 訳	金額		納付書番号
	売上高割使用料※	円	
	施設使用料※	円	
	電気料等	円	

この督促状は 年 月 日現在の収納状況にて作成しています。既に納付されている場合は、行き違いですのでご了承下さい。

※売上高割使用料及び施設使用料について

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。  
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

連絡先

船橋市地方卸売市場 総務課



第3号様式

船市総第 号  
年 月 日

様

船橋市長

## 呼 出 状

あなたは、再三の督促・催告にもかかわらず使用料等を滞納しており、未だに納付されておられません。

つきましては、当該使用料等の滞納理由及び今後の納付計画について聴き取りをしたいので、下記により必ず来場して下さい。

なお、この通知が届いた時点で既に納付されている場合は、行き違いですのでご了承下さい。

### 記

1. 日時 年 月 日 午前・午後 時 分

2. 場所

3. その他

連絡先

船橋市地方卸売市場 総務課

債務の承認及び納付誓約書

年 月 日

船橋市長 あて

債務者 住所  
 氏名 (印)  
 電話  
 勤務先  
 勤務先住所  
 勤務先電話  
 住所  
 代理人 氏名 (印)  
 電話  
 勤務先

私は、債務の履行期限の延長を受けたいので、次の債務及び債務に係る特約条件を承認し、納付計画に基づき履行することを誓約します。

債務の内容	債務名		
	債務額		
	内訳	元本金額	
		延滞金又は遅延損害金の額	(令和 年 月 日現在)
履行延期を必要とする理由			
納付計画			
特約条件	(1) 債権の保全上必要があると市長が認める場合において、市長の求めに応じて業務又は財産の情報について報告し、又は資料を提出すること。 (2) 市の保有する当該債務者の情報のうち、債権の管理のために必要な情報を市長が利用することについて、承諾すること。 (3) 市の保有しない当該債務者の情報のうち、債権の管理のために必要な情報につき市長が官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、生命保険会社その他の機関若しくは当該債務者の雇用主その他の関係人に対して調査し、当該情報を利用することについて、承諾すること。 (4) 債権の全部又は一部について、法令又は契約に定めるもののほか、次に掲げる場合には、履行延期の特約等を解除し、又は取り消し、履行期限を繰り上げることができること。 ア 債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された金額についてその延期に係る履行期限から2月を経過した後においてもなお履行しないとき。 イ 債務者が、故意に財産を隠匿し、損壊し、若しくは処分したとき又はそのおそれがあると認められるとき。 ウ 債務者が当該履行延期の特約等に付された条件に従わなかったとき。 エ 債務者の資力の状況その他事情の変化により、当該履行延期の特約等によることが不相当であると認められるとき。		

船市総第 号  
年 月 日

様

船橋市長

## 保証金充当予告書

あなたが滞納されている下記使用料等について、 年 月 日までに納付がない場合は、船橋市地方卸売市場業務条例(令和2年船橋市条例第17号。以下「条例」という。)第13条第1項、第25条第2項、第36条第2項、第58条第5項の規定により、あなたが預託している保証金を滞納使用料等に充当しますので、ここに予告します。

充当を行った場合には、条例第12条第1項、第25条第2項、第36条第2項、第58条第5項の規定により、充当金額に相当する額の保証金を追加預託して頂く必要があります。

また、追加預託の期限までに預託のない時は、期限の翌日以降追加預託が完了するまでの間は、条例第12条第2項、第25条第2項、第36条第2項、第58条第5項の規定により業務を行うことが出来なくなりますので予め申し添えます。

### 記

- |   |                |   |
|---|----------------|---|
| 1 | 使用料等滞納額        | 円 |
| 2 | 預託を受けている保証金額   | 円 |
| 3 | 保証金のうち充当予定額    | 円 |
| 4 | 充当予定日 ( 年 月 日) |   |

連絡先  
船橋市地方卸売市場 総務課

船市総第 号  
年 月 日

様

船橋市長

## 保証金充当通知書兼保証金追加預託指示書

年 月 日付け、船市総第 号、保証金充当予告書により通知した下記使用料等について、年 月 日までに納付がありませんでしたので、船橋市地方卸売市場業務条例(令和2年船橋市条例第17号。以下「条例」という。)第13条第1項、第25条第2項、第36条第2項、第58条第5項の規定により、あなたが預託していた保証金を滞納使用料等に充当したので、通知します。

つきましては、条例第12条第1項、第25条第2項、第36条第2項、第58条第5項の規定により、充当した金額に相当する額の保証金を下記の期限までに、同封の納入通知書兼領収書により追加預託して下さい。

なお、期限までに預託がない場合は、期限の翌日以降追加預託が完了するまでの間は、条例第12条第2項、第25条第2項、第36条第2項、第58条第5項の規定により業務を行うことは出来ません。

### 記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| 1. 使用料等滞納額     | 円         |
| 2. 保証金を充当した日   | 年 月 日 ( ) |
| 3. 保証金のうち充当した額 | 円         |
| 4. 追加預託が必要な金額  | 円         |
| 5. 追加預託納付期限    | 年 月 日 ( ) |

連絡先  
船橋市地方卸売市場 総務課

船市総第 号  
年 月 日

様

船橋市長

## 最終通告書

年 月 日付け、船市総第 号、保証金充当通知書兼保証金追加預託指示書により、保証金の追加預託をするよう指示しましたが、期限までに納付されておりません。

船橋市地方卸売市場業務条例の規程違反となり、追加預託が完了するまでは、業務を行なうことができませんので通告します。

なお、追加預託がない場合は、監督処分等の措置を行うことがありますので、申し添えます。

連絡先  
船橋市地方卸売市場 総務課